11　承認送信事業者は、前項前段の規定により提供した酒類購入記録情報を、財務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

12　第五項及び第六項の規定は、承認送信事業者が行う第十項前段の規定による酒類購入記録情報の提供について準用する。

第四十六条の八の二第四項中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「同号イに規定する購入の事実を記載した書類を提出しなければ」を「その所持する旅券等を提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の五項を加える。

4　第二項第一号ロ又は第二号イの規定により同項第一号ロに規定する旅券等に記載された情報の提供を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、酒類購入記録情報（当該旅券等に記載された情報を提供した非居住者により購入された免税酒類に関する情報を記録した電磁的記録（法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録をいう。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を、あらかじめその輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と酒類製造者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けるための手続の際、消費税法施行令第十八条第六項の規定による購入記録情報の提供に併せて、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、当該酒類購入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

5　前項の場合において、同項の規定により酒類購入記録情報を提供する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、国税庁長官の定める方法により、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6　輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、第四項の規定による酒類購入記録情報の提供につき、災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供することができなかつた場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに当該酒類購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならない。

7　国税庁長官は、第四項の規定により酒類購入記録情報の提供を受けたとき（第十項前段の規定により酒類購入記録情報の提供を受けたときを含む。）は、当該酒類購入記録情報を税関長に提供するものとする。

8　輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、当該輸出酒類販売場において第二項第一号に定める方法により免税酒類を購入する非居住者に対し、当該免税酒類が輸出するため同号に定める方法により購入されるものであることその他財務省令で定める事項を説明しなければならない。

第四十六条の八の三の見出しを「（輸出酒類販売場における保存書類等及び購入明細書）」に改め、同条中「前条第二項第一号ロに規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類又は同項第二号ロ」を「酒類購入記録情報及び消費税法施行令第十八条第六項に規定する購入記録情報又は前条第二項第二号ロ」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第八十七条の六第二項に規定する書類は前条第二項第二号ロに規定する書類とし、法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録は前条第四項の規定により国税庁長官に提供した酒類購入記録情報（同条第十項後段の規定により提供を受けた酒類購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。）とする。

第四十六条の九第一項及び第三項中「第一種の製造たばこ」を「紙巻たばこ」に改める。

第四十六条の十一第一号中「第十四条第一項第四号」を「第十四条第一項第五号」に改める。

第四十六条の十三第一項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第六項中「この項から第九項まで」を「第八項まで及び第十項」に改め、同条第八項中「又は第四号」を「から第五号まで」に改め、同条第十項中「移入に係る揮発油の製造者から交付された書類の写しを提出した」を「揮発油をその製造場に移入した」に、「規定により提出した書類の写しの原本」を「移入に係る揮発油の製造者から交付された書類」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前二項」を「第七項又は第八項」に改め、「場合」の下に「（前項の規定の適用がある場合には、次項の規定による当該書類の保存がないとき）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　前二項に規定する製造場について揮発油税法第十四条の二第二項の規定の適用を受けている場合には、前二項の規定にかかわらず、前二項の移入に係る揮発油の製造者から交付された書類の写しの提出を要しない。

第四十七条の五第三項を次のように改める。

3　法第八十九条の二第六項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　当該特定石油化学製品を移出した者と当該特定石油化学製品を移入した者が同一である場合　次に掲げる事項を記載した書類

イ　移入した場所の所在地及び名称

ロ　移入した特定石油化学製品の種類及び種類ごとの数量

ハ　移入の年月日

ニ　その他参考となるべき事項

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該特定石油化学製品が法第八十九条の二第四項ただし書に規定する場所に移入されたこと及び当該特定石油化学製品に係る同号イからハまでに掲げる事項を当該特定石油化学製品を移入した者が証する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号、第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて、当該特定石油化学製品を移入した者により、当該電磁的記録に記録された情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この号、第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号において同じ。）が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であつて財務省令で定めるものをいう。第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号において同じ。）が提供されているものを含む。第七項第二号において「特定石油化学製品移入証明書」という。）に基づき、前号イからニまでに掲げる事項並びに当該特定石油化学製品を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

第四十七条の五に次の六項を加える。

7　法第八十九条の二第十二項に規定する特定石油化学製品の製造者は、当該特定石油化学製品につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　当該特定石油化学製品を移出した者と当該特定石油化学製品を移入した者が同一である場合　第三項第一号イからニまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

二　前号に掲げる場合以外の場合　特定石油化学製品移入証明書に基づいて、第三項第一号イからニまでに掲げる事項並びに当該特定石油化学製品を移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

8　法第八十九条の二第十二項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　移出する製造場の所在地及び名称

三　移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該特定石油化学製品を継続して移入する場所であることの事実

四　移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称

五　申請の理由

六　その他参考となるべき事項